

# 成年後見 センターだより 第24号

発行：新宿区社会福祉協議会  
新宿区成年後見センター

令和6年6月1日発行

## お役に立ちます！ 成年後見制度

こんな時に成年後見制度が役に立ちます！

父の定期預金を解約しないと、  
父の施設入所のお金が払えない！



一人暮らしの母（認知症）が  
不要な契約を繰り返している。  
契約を取消したい！

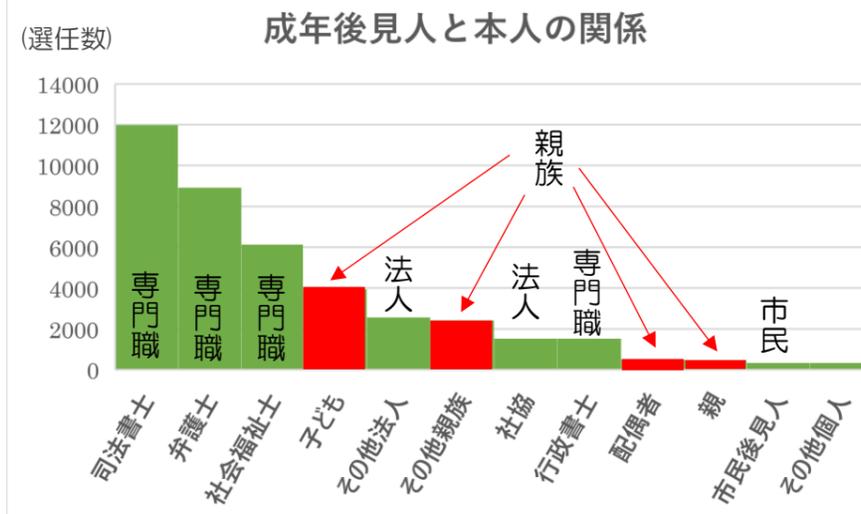


今まで重度の知的障害のある娘の金銭管理をしてきたけど、  
自分のことも難しくなってきた、もう限界。  
今後、誰に娘の金銭管理をしてもらえばいいの？



## だれが後見人になるの？

親族・専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）・法人・  
市民後見人（研修を受け、登録された市民）などが後見人になります。



親族後見人の選任は全体(40,719件)の18%です。  
もともと親族を候補者とした申立  
が多くない(申立全体の22%)  
ためです。



2面へ

成年後見人は何ができるの？

参考：成年後見関係事件の概況（令和5年1月～12月）  
最高裁判所事務総局家庭局

成年後見制度について、  
詳しく  
知りたい!!

### 1 新宿社協の講座で！

制度について理解を深めていただくための「成年後見入門講座」、「任意後見講座」、また職員が地域の皆さんのもとに出向いてご説明する「出前講座」を行っています。

出前講座 HP



### 2 新宿社協のHPで！

すでに判断能力が十分でない方向けの「法定後見」、将来の不安に備える「任意後見」に分けて、成年後見制度をご紹介します。



### 3 裁判所のYouTubeで！

ビデオ「ご存知ですか？後見人の事務」成年後見の申立方法及び成年後見制度について、分かりやすく動画で学べます。



## 6/29(土) 成年後見入門講座

参加費  
無料

【時間】午後1時30分～3時30分  
【会場】新宿社協 会議室  
【講師】公益社団法人成年後見センター  
リーガルサポート東京支部会員  
久保 慶介 氏(司法書士)  
【対象】区内在住・在勤・在学の方  
【申込方法】Google フォーム・電話・  
FAX・Eメール・窓口のいずれか。  
以下①～④を明記の上、センターまで  
お申込みください。

- ①氏名(ふりがな)
- ②区内在住・在勤・在学の別
- ③電話番号(もしくはFAX 番号)
- ④本講座をお知りになったきっかけ

6/18(火)  
申込締切

入門講座申込  
Google フォーム



成年後見制度について、  
詳しく個別に  
聞きたい!!

### 新宿社協の専門相談

地域の身近な窓口として成年後見制度の相談をお受けしています。

月曜日 司法書士  
水曜日 弁護士  
金曜日 社会福祉士



相談窓口 HP

①午後1時～午後2時  
②午後2時30分～午後3時30分  
相談無料・事前予約制です。

## 新宿区成年後見センターのご案内

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)  
【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082  
【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp 【URL】https://www.shinjuku-shakyo.jp  
【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。

# 成年後見人が...



後見人が  
できないときは、  
どうすればいいの？



## できないこと

- 収入と支出の管理
  - 定期預金の契約、解約
  - 不動産の管理、保存、処分  
※居住用の不動産の処分は、裁判所の許可が必要です
  - 入院等に関する契約
  - 日用品の購入を除く  
不要な契約を取消すこと
  - 老人ホームなどの  
施設入所契約
  - 遺産相続など行政上の  
手続き
- など

- 食事の世話や介護
  - 結婚や離婚、養子縁組  
の手続きをすること
  - 医療行為の同意
  - 入院・施設入所時の保証  
人や身元引受人になること
  - 元本保証のない  
投機的な運用
  - 被後見人が亡くなった後  
の自宅の荷物の片づけ
- など

これらは成年後見人の役割ではありません。成年後見人は介護保険サービスの利用の手続きをし、ヘルパーが食事の世話や介護を行います。  
親族が後見人の場合に、親族として介護することは、問題ありません。

本人しかできません。

医療同意を行うことができるのは本人のみです。本人の意思表示や意思の推定が難しい場合は、最善の方針をご親族や医療・ケアチームで慎重に判断します。

• 保証人や身元引受人にはなれませんが、成年後見人が本人の財産から入院費や施設利用料の支払いなどを行うので、基本的に入院・施設入所できます。

• 被後見人の財産を安全、確実に管理することが成年後見人には求められます。

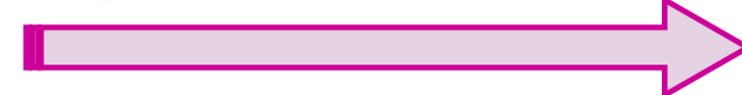
• 基本的に相続人などの親族が行います。ただし、親族ができない時に、火葬を成年後見人が行う場合があります。判断能力の低下がないうちに死後事務について、専門職と委任契約をすると安心です。また、あんしん居住制度 ※注1 など、生前の申込で死亡時に火葬や残存家財の片づけを手配する事業もあります。

※注1 あんしん居住制度は、  
こちらからご確認ください



### 成年後見制度についてもっと詳しく！

4面へ



家庭裁判所

成年後見人は、家庭裁判所等に  
業務内容を報告する義務があります